

# 情報持ち出し可能性等に関する調査結果について

## 経緯及び調査対象事業者

平成30年10月22日の会計検査院からの指摘により、(株)SAY企画が以下の事業者に対し、厚生労働省の承認の手続きを経ずに業務の一部を下請けさせていたことが判明。何れも個人情報を含む資料を使用する業務であったため、厚生労働省として各事業者の情報管理体制及び個人情報漏えいの有無を確認する必要があると判断し、調査を実施。

調査対象事業者		業務の一部を下請けさせていたと指摘を受けた事業名(該当契約)	
国内	A社	戦没者等援護関係資料の電子化業務(H25)	
国外	中国	B社	戦没者等援護関係資料の電子化業務(H25、H26及びH26追加分)
		C社	戦没者等援護関係資料の電子化業務(H25、H26及びH26追加分)
	ベトナム	D社	戦没者等援護関係資料の電子化業務(H26及びH26追加分)及び賃金構造基本統計調査調査票入力業務(H27)

## 調査対象事業者を巡る状況

該当契約はそれぞれ平成25年度から平成27年度の事業であり、該当契約の作業の実施から3～5年の時間が経過している。それに伴い、調査対象事業者を巡る状況に様々な変化が生じていた。具体的には、①破産手続を行っており、既に事業を実施していない(A社)、②調査対象事業者の作業拠点が移転しており、当時の体制が現存していない(B社及びD社)、③該当契約に従事した者が離職している(C社及びD社)、④フロアレイアウトの変更により、当時の作業環境が現存しない(C社)、⑤親会社の異動により、事業体としての経営体制が当時から一新されている(D社)、等の変化が生じていた。

これらの変化を前提として、実施可能な調査方法を検討のうえ、調査を実施した。

## 国内事業者への調査結果

調査対象事業者のうち国内事業者については、平成26年9月に破産手続を開始しており、既に事業を行っていなかったことから事業拠点が存在せず現地調査を行うことはできなかったが、破産管財人を通じ元代表取締役者に接触し、平成30年11月14日に、当時プライバシーマーク(以下、「Pマーク」という。)を取得していた旨及び全ての資料を焼却・消去した旨を聴取(当時Pマークを取得していたことはJIPDEC(日本情報経済社会推進協会)ホームページで確認)。

厚生労働省としては、該当契約の受注当時に第三者によって個人情報の管理体制の妥当性が評価されていることから、当時個人情報を適切に取り扱う組織的・技術的措置が講じられていたと考えられるとの結論とするのが妥当と考えられる。

## 国外事業者への調査結果

### 【調査方針】

調査に当たり、その範囲・項目・評価について、外部専門家(日本アイ・ビー・エム)の知見を得て実施した。各調査対象事業者の状況は以下のとおり。

調査対象事業者	事業拠点等の状況
B社	平成30年に事業拠点を移転。
C社	当時の営業、担当及び責任者は退職しており、当時を知る者がいない。レイアウトや機材も入れ替えている。
D社	平成27年に事業拠点を移転。また、平成28年に親会社に変更。当時の関係者も退職しており、機材も入れ替えている。

上記を踏まえ、各調査対象事業者の日本法人から、平成31年1月に主に現地法人の個人情報の管理体制に係る規程等について提供を受け、その後、2月から3月にかけて運用状況がわかる資料等について提供を受けるとともに、外部専門家とともにヒアリングを実施した。その結果を踏まえ、情報持ち出し可能性等について外部専門家の評価を受けた。

なお、調査対象事業者への現地調査については、外部専門家から、「当時の関係者がすでに退職している、機器を入れ替えている、事業拠点が移転している等の事情により、中国・ベトナムでの現地調査により新事実が発見できる可能性は極めて低い。」との助言を受け、実施しないこととした。

### 【調査結果】

該当契約の作業からすでに3～5年経過していることから、運用状況がわかる資料には限りがあったが、残存している当時の規程により、**ISO/IEC27001に基づく認証(D社【ISMS】)又はPマークに相当する第三者による審査・評価に基づく認証(B社及びC社【PIPAマーク】)**を当時各社が受けていたことが判明した。これらの認証は「**該当契約の業務を実施していた時期に第三者による証跡及び現地の確認により妥当性が評価された結果である**」と外部専門家も評価している。

この他、ヒアリング内容及びその他提供資料の内容並びにこれらに特段の不整合がなかったことを踏まえ、外部専門家からは、各調査対象事業者は「**該当契約の業務を実施していた時期に、個人情報を適切に取り扱う組織的・技術的な措置が講じられていたと考えられるとの結論に至った。また、本調査を通じて、該当契約に係る個人情報の不正持ち出しがあったことを窺わせる事実は見当たらなかった**」と評価を受けた。

厚生労働省としても、外部専門家とともに現状を踏まえ調査を行い、上記の他、各調査対象事業者へのヒアリング等の中で、(株)SAY企画から受注した業務に関する各社内での実際の作業工程に係る証言等が得られたことや、現時点で、該当契約に関する情報漏えいに関する情報提供等が寄せられていないことから、外部専門家の評価同様、**該当契約の業務を実施していた時期に、個人情報を適切に取り扱う組織的・技術的な措置が講じられていたと考えられるとの結論に至った。また、本調査を通じて、該当契約に係る個人情報の不正持ち出しがあったことを窺わせる事実は見当たらなかったとの結論とするのが妥当と考えられる。**